

平成 27 年 10 月 13 日

分離膜を用いた脱水システムの高圧ガス保安法に係る取扱いが明確になりました ～産業競争力強化法の「グレーゾーン解消制度」の活用～

産業競争力強化法に基づく「グレーゾーン解消制度」について、経済産業省所管の事業分野の企業からの照会に対して、回答を行いました。

1. 「グレーゾーン解消制度」の活用実績

今般、事業者より、分離膜を用いた脱水システムの高圧ガス保安法に係る取扱いについて照会がありました。

経済産業省で検討を行った結果、今般照会のあった分離膜を用いた脱水システムについては、①高圧ガス保安法において適用除外として定められている「高圧ボイラー」には該当しない、②本システムの処理能力は、「バッチ処理釜」として計算する旨確認がなされ、その取扱いが明確になりました。

これにより、分離膜を採用した脱水システムの設計および販売に係る手続きが明確となり、よりコンパクトな脱水システムの提供が可能となるため、電子材料、高機能性樹脂をはじめ幅広い市場の活性化にも寄与することが期待されます。

2. 「グレーゾーン解消制度」の概要

産業競争力強化法に基づく「グレーゾーン解消制度」は、事業に対する規制の適用の有無を、事業者が照会することができる制度です。

事業者が新事業活動を行うに先立ち、あらかじめ規制の適用の有無について、政府に照会し、事業所管大臣から規制所管大臣への確認を経て、規制の適用の有無について、回答するものです。

(本発表資料のお問い合わせ先)
製造産業局 化学課長 茂木
担当者: 新田、土居
電話: 03-3501-1737(直通)
商務流通保安G 高圧ガス保安室長 矢島
担当者: 中西
電話: 03-3501-1706(直通)